

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料】軽減判定所得の改定

令和8年度の税制改正により、前年中の所得が一定額以下の世帯の負担軽減を目的として、次のとおり軽減判定基準の見直しを行います。世帯の所得金額が基準額以下の世帯について、1人当たりの「均等割」・1世帯当たりの「平等割」(後期高齢者医療保険は「均等割」のみ)を軽減します。

軽減割合	軽減判定基準額
	改定後
7割※3	基準控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等数-1)
5割	基準控除額(43万円)+ 31万円 ×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等数-1)
2割	基準控除額(43万円)+ 57万円 ×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等数-1)

※3 後期高齢者医療保険における7割軽減対象者の医療分の軽減割合は、令和8・9年度のみ7.2割

◎資格情報のお知らせ・資格確認書などの一斉送付について

一斉送付はありません。

●現在、交付している資格確認書などの**有効期限**は、**令和9年7月31日**までです。※4

●自己負担割合など、記載内容に変更がある場合のみ、交付します。

※4 期限内に70歳、75歳に達する場合など、有効期限が異なる場合があります

後期高齢者医療保険 令和8年8月1日以降の取り扱い

年齢やマイナ保険証の保有状況などにより、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付します。75歳到達、転入、転居、割合変更など、資格情報に変更があるタイミングで判定されます。

令和9年7月31日までの資格確認書をすでにお持ちの方は、変更があっても、有効期限までの間は、資格確認書が交付されます。

